

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
1	審査基準書	4	第2				<p>建設業者の資格要件にエ) 監理技術者の提出がございますが、事業開始まで長期であることから、提出する技術者と実績にそれほどの変わりが無ければ、実際の着工前に変更も可能という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>※設計建設管理業務委託契約書、第13条第1項に、変更規定がありますことから問題無いものと理解しておりますが、念のため確認させて下さい。</p>	同等以上の技術者であれば変更可能です。
2	審査基準書	8	別表1	1	5	①	記載されている事から見学通路、調理実習室は不要と考えて宜しいでしょうか。	様式5-1の中で企業名や調達の内容、概ねの発注金額を記載いただいて構いません。また、様式5-9の関心表明書も評価の対象としております。
3	審査基準書	8	別表1	1	1	⑤	⑤地元企業(※)を構成事業者・協力事業者に含んだ事業実施体制が提案されているかについて構成事業者又は協力事業者どちらか片方の配置で加点対象と考えてよろしいでしょうか。又構成事業者と協力事業者で配点基準の違いが出るのでしょうか。御指示願います。	ご認識の通り、構成事業者又は協力事業者どちらか片方の配置で加点対象となります。また構成事業者と協力事業者で配点基準に違いが出てきます。